

# 令和3年度第1回みよし市公平委員会議事録

日時 令和3年7月9日(金)

開会 午前10時

閉会 午前10時20分

場所 市役所6階601・602会議室

## 出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

## (事務局)

総務部部长

清水創一

事務職員(総務部次長兼総務課課長)

小野田浩司

総務部副参事

服部誠

事務職員(総務課副主幹)

鈴木正康

## 次第

### 1 挨拶

### 2 議題

- (1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- (2) 職員団体登録事項の変更について

### 3 その他

- (1) 令和3年度みよし市公平委員会事業計画について
- (2) 令和3年度人事異動について

名 前	内 容
小野田次長	<p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和3年度第1回みよし市公平委員会を開催します。それでは始めに藤本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。お願いします。</p>
藤本委員長	<p>コロナの関係でいろいろなシステムが変更になってきているようであります。本委員会におきましても、コロナの関係で、事務局から簡潔に済ませるようにと案内が来ております。そのように取り計らいたいと考えております。以上でございます。</p> <p>もう1つ、議題に入る前に、毎回行っておりますけど、法律との関係に触れさせていただきます。出席者3名揃っておりますので、この会は成立しているということでございます。地方公務員法第11条第1項に基づいての認識でございます。従いまして、ただ今より令和3年度第1回みよし市公平委員会の会議を開催いたします。それでは、議事に入ってまいりますけど、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」ということになっていまして、事務職員から説明をお願いします。</p>
鈴木副主幹	<p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明をさせていただきます。資料1ページを御覧ください。今回のこの規則改正を議題とさせていただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲について、令和3年度人事異動に伴い、改正する必要が生じたためであります。この規則にあります「管理職員等」とは、資料2ページにありますように、管理監督の地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる地位にある職員のことをいいます。これらの職員の範囲は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることになっております。</p>

これらを踏まえまして、今回の改正内容につきましては、1ページにお戻りいただき、令和3年度の人事異動により、市長の事務部局の環境経済部内に、2050ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進するため、ゼロカーボン推進監が設置されたことで、「専門監」の職を「監」に、行政のデジタル化を推進するため、広報情報課内にデジタル化推進室が設置されたため、室長の職を追加し、財政課の主任主査の配置がなくなったため、主任主査を削り、会計課に副主幹が置かれたため、その職を追加しております。また、議会事務局には、次長が配置されたため、次長を追加するものとなっております。

以上が今回の改正内容になります。資料3ページが規則の改正に係る改正文で、資料4ページが改正に係る新旧対照表になります。なお、この規則改正は、公布の日から施行することを予定しておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布手続を行いたいと思います。以上で議題1の説明とさせていただきます。

藤本委員長

ありがとうございました。それでは、委員の方から質問をしていただきたいと思います。何かあるでしょうか。手元にある資料は、まず第1号議案の下に趣旨を3行程、説明しております。どこが改正されるかという対照表が内容ということで示しております。印象としては非常に複雑だなという感じがするわけですが、「複雑な」という言葉の意味としては、例えば市民の皆さんに「私はこういうポストにおります」と言われても、すぐ理解できないという感じがするんですね。それから2ページは、地方公務員法の抜粋でございまして、この法律に基づいて改正が行われているというように理解ができますね。3ページが一部を改正する規則が示してあります。なかなか頭の中に全部すっきりと収まらないといいますか、説明を求められても困るなと思うんですけど。事務局の中に、そういう質問は出ませんでしたか。複雑すぎるという。

鈴木副主幹	内部の職員のことになりますので、慣れている部分もありますので、そのような質問は出ませんでした。
藤本委員長	そうですか。新しいポストが入ってきたとしても適正に前後関係を考慮して、はめ込みが行われているということは伺えますよね。例えば、従来は事務局長、課長という関係であったものが、その間に次長というポストが入ってくるということですね。企業なんかでいいますと、次長というのは、部長の下に次長が普通は付くわけですけどね。大学は、局長というのは、事務局長というものがどこでも設置されているわけですけども。事務次長というものになるのでしょうかね、大学の場合は。こちらは、地方自治体ですので、事務局長、次長、課長というように行っていくということですね。いかがでしょうか。御質問ございますでしょうか。4ページは改正案に対して、どこを改正するか、これは、1ページと変わらないですね。
鈴木副主幹	そうですね。1ページと重複する部分はありますが、資料として付けさせていただきました。
藤本委員長	こちらのほうとしては、中身に立ち入って意見を申し上げるわけにはいかないと思うんですけどね。つまり、このようなポストがあるけども、ある部門では課長1人、その下に係長1人とかなっているけども、片方では課長がいて、その次に係長が複数ですね、数人いて、というようなかたちになっているところもあるかもしれませんし。人数というのは、部署の責任範囲というか、仕事の範囲というのにも影響があるのでしょうかね。そのバランスはどうかと、複数の課をまとめて1つの課にしてはどうかとか、係長が多すぎるのではないとか、というような議論は当然あったとは思いますが、このように結論として出て来ておりますので、この委員会としてはこの規則に規定上とか、法律上の問題は認められませんし、認めるよりほかないと思うんですけども。何かなければ、これでいいですね。それでは、承認したものとさ

藤本委員長	<p>せていただきます。</p> <p>それでは、次の第2号議案です。毎回これは出てはいますが「職員団体登録事項の変更について」でございます。資料の5ページ以降ですね。それでは、事務職員からお願いします。</p>
鈴木副主幹	<p>資料5ページを御覧ください。令和3年7月2日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員の改任に伴う職員団体役員改任届が資料7ページ目から9ページ目までのとおり公平委員会に提出されております。こちらにつきましては、例年組合から提出されているものになります。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合に、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。今回、変更の内容について委員の皆様を確認していただきたい点は、3点あります。資料6ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部に、この3点の規定があります。1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料8ページの役員改任証明書によって確認していただくことができ、公示日は令和3年6月21日、投票日は令和3年6月30日、市役所3階食堂において投票が実施されました。なお、今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度同様に、組合員の同意を得て、書面決議により行ったとのこと。組合員総数322名に対して284名が出席し、投票方法は1人1票、直接、無記名となっております。次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料9ページ目の投票結果にあります投票総数284名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の</p>

	<p>過半数を超えていることが分かります。最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを人事課に確認しました。今回提出されました届出を委員の皆様を確認していただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料10ページでございます案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。</p>
藤本委員長	<p>ありがとうございます。毎回のことですが、1つは、地方公務員法の直接的に関わる部分を紹介していただいて、そして、それに照らし合わせて、今回の役員の改選が行われており、それは適法的であるというか、問題ないという説明でございました。委員の方から何かあれば御質問をお願いします。例えば7ページの役員改任届ですね、これが1つと、8ページの役員改任証明書が出ておりまして、これも先程報告がありましたけども、組合員総数が322名、出席組合員数が284名、投票の方法は1人1票、直接無記名、その結果としては9ページの別紙があります。不信任票、これ零でございます。白票も零、無効票も零、38名の棄権があったということでございます。これ、分からないですよ、なぜ棄権されたのか。</p>
鈴木副主幹	<p>それはちょっと分からないですね。</p>
藤本委員長	<p>分からないですね。そうですよね。私ども、このように書類を見せていただくんですけども、数日過ぎれば何という方が委員長だったのか、そこまで浮かんでこないんですけど、こういうことが現状だと思うんですけど。手順として、委員会で説明をし、問題なしという承認が受けられれば、それはそれでまた1年間有効で機能していくと、このように捉えているわけですけど。いかがでしょうか。役員になられた方たちがどんな方かというのは、こ</p>

	<p>の資料を見ているだけでは分からないですよ。そこまで知る必要はないということでしょうけど。要するに民主的なかたちで、選出、手続が終わったという、処理されたという、こういう受け止め方でいいかと思えますね。よろしいでしょうか。</p>
倉橋委員	<p>結構ですが、印象なんですけども、棄権の数が例年より多い感じがします。</p>
藤本委員長	<p>人数が違っていませんか。</p>
倉橋委員	<p>例年は1桁だったかと。</p>
藤本委員長	<p>いいですか人数は。</p>
鈴木副主幹	<p>昨年度ですと、棄権の方が42名でしたので、若干減っているようです。</p>
倉橋委員	<p>では、記憶違いでしたね。</p>
藤本委員長	<p>問題ないですね。それでは、先程の質問以外にも問題ございませんので、これも承認すると決めさせていただきます。</p>
藤本委員長	<p>そうすると議題は2つ終了いたしましたけども、報告がありますね、資料が出ておりますので、説明をお願いします。</p>
鈴木副主幹	<p>その他事項について説明をさせていただきます。資料の11ページを御覧ください。公平委員会の令和3年度の計画につきまして、こちらに記載をさせていただきました。4月と5月に予定されておりました役員会等につきましては、以前お知らせさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面表決となっております。次に、本日、7月9日に令和3年度第1回公平委員会が開催されています。続いて、10月15日には、</p>

	<p>愛知県公平委員会連合会事務研究会が長久手市で行われる予定となっておりますが、昨日、確認したところ、コロナ禍ということもあり、開催の有無を、8月までに決定するとのことでしたので、詳細が分かり次第、委員の皆様へ連絡をさせていただきます。最後に、令和4年2月から3月までの間で、例年、教職員組合において役員の改任が行われる予定ですので、案件があれば、公平委員会を開催いたしますので、その際には、こちらから委員の皆様へ連絡をさせていただきます。</p> <p>続きまして、その他事項の2点目ですが、12ページを御覧ください。こちらに令和3年度の公平委員会の事務職員の一覧を記載させていただきましたので、御覧いただければと思います。その他事項については、以上でございます。</p>
藤本委員長	<p>ありがとうございました。委員の方から質問はございませんでしょうか。最後の公平委員会を担当される職員の方ですね、異動前職名と出ている方が新たに入って来られた方ですか。</p>
鈴木副主幹	<p>そうです。</p>
藤本委員長	<p>あとは、以前から継続されている方ですか。</p>
鈴木副主幹	<p>そうです。</p>
藤本委員長	<p>分かりました。委員の方、お二方、何かございますか。質問はよろしいですか。今のところ質問はないようでございますので、これで本日の公平委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
小野田次長	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様様の御署名が必要になりますので、後日議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしくお願ひします。本日はお忙しいところありがとうございました。</p>